

## 南関東地域直下の地震対策に関する大綱

## < 目 次 >

### 前 文

1 本大綱決定及び改訂の背景 .....	1
2 本大綱の対象地域、性格 .....	2

### 第1章 地震に強い南関東地域の形成

第1節 構造物・施設等の地震防災性の向上 .....	3
1 耐震性の向上 .....	3
2 不燃化・出火防止対策 .....	5
3 危険物施設等の安全確保 .....	6
第2節 南関東地域の防災構造化 .....	6
1 交通基盤施設の体系的整備 .....	7
2 ライフライン施設の体系的整備 .....	8
3 水面、公園・緑地その他のオープンスペースの体系的確保 .....	8
4 防災活動拠点の体系的整備 .....	9
5 既成市街地の再整備の推進 .....	10
6 土地利用の規制・誘導 .....	10
7 効果的な整備の推進 .....	11
第3節 国土構造における震災対策への配慮 .....	12

### 第2章 応急対策の備え

第1節 応急対策の備えにおける連携の推進 .....	13
1 地方公共団体間の連携等 .....	13
2 南関東地域の都県等と自衛隊の連携 .....	14
3 国の防災関係機関の連携 .....	14
4 実践的な備えの推進 .....	15
第2節 応急対策の分野ごとの備え .....	16
1 政府等の初動対応 .....	16
2 情報・広報活動 .....	18
3 救助・救急、消火活動 .....	19
4 医療活動 .....	21
5 緊急輸送活動 .....	23
6 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給活動 .....	25
7 避難・応急収容活動及び被災者に対する配慮 .....	26
8 都市基盤施設等の応急復旧活動 .....	28
9 二次災害の防止活動 .....	28

### 第3章 地震危険性の特に高い地域の対策

1	老朽木造密集市街地	30
2	崖地・軟弱地盤地域	30
3	浸水・津波危険地域	31
4	コンビナート地区	31
5	高層ビル、地下街、ターミナル駅等	31

### 第4章 総合的な災害対応能力の向上

1	住民一人ひとりの震災対策	33
2	自主防災活動の充実・強化	33
3	ボランティアとの連携	34
4	海外からの支援の受入れ	34
5	企業防災の促進	35
6	災害弱者等に対する配慮	36
7	防災意識の高揚、防災知識の普及	37
8	防災訓練の実施	37

### 第5章 南関東地域に集積する特殊な機能に対する配慮

1	行政機能等の被災対策	38
2	国際交流・経済機能等の被災対策	38
3	帰宅困難者対策	39
4	文化財等の被災対策	40

### 第6章 地震防災に関する調査研究の推進と成果の防災対策への活用

1	地震防災に関する調査研究の推進	41
2	地震調査研究の推進	41

### 第7章 対策の効果的な推進

1	広域・多様な被害想定の実施等	42
2	情報と目標の共有	42
3	幅広い連携による震災対策の推進	42
4	国と地方公共団体による総合的な連携	43

## 前 文

### 1 本大綱決定及び改訂の背景

(1) 南関東地域においては、大正 12 年（1923 年）の関東大震災以降大規模な地震災害を経験しないまま、人口、諸機能が著しく集積し、都市構造、都市住民の生活・行動様式の大幅な変化や企業活動の高度化等が進展した。このため、同地域は、地震災害に脆弱な地域構造となっており、地震の規模や震源地如何によっては、震災時に多数の人命、財産の損失を招く危険が大きく、さらに、都市機能の阻害等による二次的な影響が国民生活や経済の混乱となって被災地域を越えて著しく広域に波及するおそれがあるなど都市型の地震災害が発生・拡大するおそれが増大してきた。

このような状況を踏まえ、中央防災会議地震防災対策強化地域指定専門委員会において検討がなされ、平成 4 年 8 月 21 日の報告において、「今後直下の地震の発生の切迫性が高まってくることは疑いなく、100 年から 200 年先に発生する可能性が高いと考えられる次の相模トラフ沿いの地震が起こるまでの間に、プレートの潜り込みによって蓄積された歪みのエネルギーの一部がマグニチュード 7 程度の直下の地震として数回放出されることが予想される」ことが明らかにされた。

また、同報告において、「直下の地震の発生により著しい被害を生ずるおそれのある震度 6 相当以上になる地域の範囲を推定し、この範囲において特に重点的に震災対策を講じるべき」ことが明らかにされた。

中央防災会議においては、同報告を受けて、直下の地震から住民の生命・身体・財産を守り、また、経済・社会活動の安定性を期するため、国、関係地方公共団体、関係指定公共機関等が講すべき震災対策について検討を行い、平成 4 年 8 月 21 日に本大綱を決定した。

(2) 平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災は戦後の我が國の大都市直下を襲った初めての大震災であり、大都市地域における震災対策をさらに積極的に推進する必要のあることが再認識された。同震災以降、国、地方公共団体等の各機関において講じられた対策、計画の改訂等を踏まえ、平成 10 年 1 月に中央防災会議に設置された大都市震災対策専門委員会においては、これら関係する機関が的確な連携を図りながら、大都市地域における震災対策をより効果的なものとするための検討が行われた。

(3) 今般、中央防災会議においては、本大綱に基づき南関東地域の震災対策を推進する中で得られた知見、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた新たな施策の展開や社会・経済状況の変化、また、大都市震災対策専門委員会の提言の趣旨等を受けて、本大綱を改訂した。改訂に当たっては、中央防災会議大都市震災対

策連絡会議等を活用するとともに、関係地方公共団体とも意見交換を行いながら、特に阪神・淡路大震災後、防災関係機関等の連携により考え方等の整理を進めてきた南関東地域における震災対策のとりまとめを行った。

## 2 本大綱の対象地域、性格

- (1) 本大綱は、直下の地震の発生による被害の防止・軽減をあらかじめ図るために、平成4年報告別図の範囲（以下「対象地域」という。）において講すべき地震防災に関する対策について、当該対策を総合的に推進する上で当面する課題を掲げ、かつ、当該課題に係る施策の進め方を示したものである。国、関係地方公共団体、関係指定公共機関等は、一体となって、その緊密な連携の下に、逐次、本大綱に基づく対策の具体化及び推進を図るものとする。また、南関東地域内の住民や企業等においても、本大綱を踏まえた取組みの推進が図られることを期待するものである。
- (2) 平成7年7月に防災基本計画が大幅に改訂され、新たに「震災対策編」が設けられた。同計画は、長期的かつ総合的な視点から我が国において防災上必要と思料される諸施策の基本について、国、地方公共団体、指定公共機関等における各々の役割等を定めており、本大綱は、同計画に基づき、南関東地域の震災対策を推進するに当たっての課題と施策の進め方を具体的かつ実践的に定めるものである。特に、本大綱において重点的に記述している防災関係機関等の連携が必要な課題については、大都市震災対策連絡会議等の場において必要な検討・申合せ等を行いながら取り組んでいくものとする。この場合、国は、関係地方公共団体等に対し、必要な支援、協力又は要請を行うとともに、国、関係地方公共団体それぞれにおいて検討を進める中で、相互の整合性の確保や共同の取組みが必要になる場合には、密接に連携を図っていくものとする。
- (3) 本会議は、定期的に、関係省庁からの報告により、本大綱に基づく対策の具体化及び推進の状況について把握し、整理するものとする。また、課題についての検討成果、施策の進捗状況等を踏まえ、今後とも必要に応じて本大綱の見直しを行っていくものとする。
- (4) 今回の本大綱の改訂に当たっては、南関東地域直下の地震だけでなく、相模トラフ沿いの地震、活断層による陸域の浅い地震、房総半島沖の地震、神奈川県西部地震等に係る対策にも活用できることを念頭に置きつつ、大都市震災対策専門委員会における提言においても切迫性の高まりが指摘された南関東地域直下の地震についての対策が急がれることから、一義的には直下の地震を想定した対策を取りまとめたところである。

## 第1章 地震に強い南関東地域の形成

南関東地域には、耐震性が確保されていない古い構造物・施設等が相当量存在し、また、都県境を越え高密度な市街地が連たんしていることから、ひとたび大規模地震が発生すると、多數の構造物等が倒壊し、延焼火災が多発し、また、応急対策の実施が困難となること等により甚大な被害が生じることが阪神・淡路大震災の被災状況からも推定されている。

こうした構造物や市街地等の状況を原因とする震災被害は、何より貴重な人命等の人的被害に直結し、また、南関東地域住民の生活、さらには国の内外に及ぶ経済・社会機能に著しい被害を長期にわたってもたらすこととなる。

このため、国、関係地方公共団体等は、南関東地域における震災被害を根本的に縮減するための基本的な震災対策として、構造物等の耐震性の向上をはじめとし、圏域の防災構造化を推進するものとする。

### 第1節 構造物・施設等の地震防災性の向上

構造物・施設等においては、大規模地震に対して損壊する可能性を否定することができない。

阪神・淡路大震災以降、防災基本計画においては構造物・施設等の耐震性確保の基本的な考え方等が規定されたところであり、国、地方公共団体、民間を挙げて、各構造物等において、耐震基準、耐震診断基準、耐震改修指針等の一層の検討、普及を進め、これらに基づく諸施設の耐震化を推進するものとする。

また、大都市震災においては、地震火災が多発することが想定される中で、その発生件数を縮減するための建築物等の不燃化、出火防止対策等を推進する必要がある。

さらに、重要な機能を有している構造物・施設等においては、特に、単に壊れない、燃えないのみならずその機能が維持あるいは容易に復旧される必要があり、これらを併せ、構造物・施設等の広い意味での耐震性、地震防災性を向上するものとする。

#### 1 耐震性の向上

##### (1) 住宅

南関東地域には、古い住宅が例えば昭和35年以前の木造戸建住宅で約72万戸(平成5年住宅統計調査、京浜葉大都市圏)も集積している。

阪神・淡路大震災では、こうした古い住宅の倒壊等による人的被害が甚大となったところである。一方、最近の基準でつくられた住宅・建築物等は、阪神・淡路大震災においても概ね倒壊等の被害を免れ得ることが確かめられた現在において、それを教訓とし、同規模の地震が再び発生した場合には必ず被害が縮減されるよう、古い住宅等の更新・改修を促進することが極めて重要となっている。また、今後つくられる新築の住宅等についても基準が確実に遵守されるようにしな

ければならない。

これら住宅の多くは、民間個人の所有するものであり、その耐震性を向上させ、自らの、また、家族等の安全を守ることは基本的には所有者の努力によるものであることが国民に強く認識される必要があるが、国、関係地方公共団体においては、その促進を図るため、以下の施策を推進するものとする。

既存の老朽住宅等において、耐震改修促進法に基づく指導及び税制・政策融資制度等の支援施策の推進するとともに、所有者、マンション管理組合等に対する意識啓発・PRの実施、関係団体との連携による耐震診断・改修等に関する相談体制の充実、築年別の建築数の統計等を活用した老朽住宅量の定期的把握、補強・改修方法等の研究開発の推進等を図るものとする。

また、今後つくられる住宅についても、その耐震性を確実に確保するため建築関連法基準等の実効性の確保を図るほか、耐震工法等の研究・普及の推進、住宅の購入者等に対する意識啓発、より安全な住宅を誘導する政策融資制度の実施等を推進するものとする。

## (2) 都市的施設・構造物

南関東地域には、首都圏の経済の進展等に併せ、多数の商業・業務施設や文化・娯楽施設が早くから建設されている。こうした施設は、大量の人々を収容するとともに、通りに人々の溢れる繁華街等を形成している。阪神・淡路大震災においてはこうした施設においても建設時期が古いものを中心に倒壊等大きな被害が発生したところであり、地震発生時刻が異なれば建築物の内外で人的被害がさらに拡大したことが想定される。

また、例えば道路、鉄道等の交通施設についても、都市が立体的に利用されている中で高架や地下の構造物が多く、大量の車両・人員がその上を移動していること等から、施設の損壊は大きな人的被害に直結することとなる。

このため、国、関係地方公共団体、公団、鉄道事業者等は、自ら管理する施設の耐震化を計画的・効率的に推進するものとし、国、関係地方公共団体等は民間の施設所有者等に対し、耐震改修促進法に基づく指導や、定期報告等の機会を利用した指導、啓発、政策融資の実施、その他の関連施策を重点的に実施するものとする。

## (3) 公共建築物等

官公庁の庁舎、警察・消防署、学校、病院、市民利用施設等の公共建築物等については、平常時の機能の重要性に加え、震災時には応急対策活動の拠点ともなる施設であり、その耐震性の確保は極めて重要である。

特に、防災関係機関や医療機関等の重要な施設については、非常用の電源・熱源の確保や、耐震性の貯水槽の整備、コンピューターシステムのバックアップ等、地震に備えた施設整備を推進するとともに、必要に応じた臨時ヘリポート等の確保を図る等により防災性を向上させる必要がある。

公共建築物は民間建築物を誘導する上でも率先した対策を行うことが求められ、

関係地方公共団体等各施設管理者においては、施設の耐震性、地震危険性の把握に努め、改修・更新、整備計画を策定する等、計画的、効率的に事業を推進するものとする。

この際、改修・更新等は極めて大きな費用と時間を要するものであることから、重要度・危険度に応じた優先順位をつけて事業を進めるとともに、国民、地域住民の理解を得つつ実施するため、的確な情報の公開に努めつつ推進するものとする。

#### (4) 設備機器・家具の固定、落下物・ブロック塀対策等

建築物等の耐震化に際しては、地震により構造体が損壊しない場合でも、付帯する電気、空調・衛生、情報機器等の設備、内外装等の二次部材、家具等が損壊、転倒等することで、人的な被害が発生し、また、施設が使用不能若しくは機能が著しく低下する場合があり、これらの耐震化、固定等を図ることが重要である。

また、都市部の高密な市街地では、建築物の外壁、門・塀等が公共の歩行空間に接して建てられることが多く、歩行者の安全を守り、応急対策活動の支障となるよう、タイル・ガラス、空調機器、看板等の落下物対策、ブロック塀・自動販売機等の転倒防止対策を一層進める必要がある。このため、国、関係地方公共団体等は、特に避難路やスクールゾーン、通行量の多い繁華街などにおいて公的施設における対策の実施、民間施設所有者等への意識啓発、指導、また、政策融資等による資金的な支援措置等により対策の推進に努めるものとする。

#### (5) コンピューターシステム等

コンピューターシステムは、現代都市の高度な社会・経済機能を維持すると同時に、交通機関の制御等都市の安全性の確保においても不可欠なものとなっている。このため、機器等の耐震性の確保、バックアップの整備等が重要であり、国、関係地方公共団体は、関係団体と協力しつつ、システムの所有者等における各種基準・ガイドライン、認定・登録制度の一層の活用等を促進するとともに、政策融資等の助成、誘導策により所要の対策の普及、推進に努める。

## 2 不燃化・出火防止対策

阪神・淡路大震災では、倒壊による被害の後に大きな人的被害が火災により生じている。大規模震災時には火災が多発し、消防力が十分には及ばないことが明らかであり、発生件数を縮減することが極めて重要である。

震災時には、調理器具、暖房器具等から出火する可能性がある。このため、国、関係地方公共団体は機器の製造業界及び使用者等に対し各種安全装置の整備、普及等の指導、啓発を進めるとともに、阪神・淡路大震災で、電力の復旧に伴う通電火災が認められたことから、常時通電している電気機器が増えていることに留意した対策についても一層研究を進め、出火防止対策を推進していくものとする。

また、防災関係機関等は、出火危険性のある化学薬品等についての貯蔵、取扱い

に関して、管理者の注意を十分喚起し、必要に応じた指導を行うものとする。

さらに、万一出火した場合でも、火災が拡大しないよう、国、関係地方公共団体等は、火気使用室等の区画や建築物、建材等の不燃化、初期消火設備の設置・普及等を推進するとともに、その管理が確実に行われる対策の一層の確立に努めるものとする。

### 3 危険物施設等の安全確保

南関東地域には、臨海部の産業施設を始め、内陸部にも高密度の市街地にガソリンスタンド、ボイラー施設、各種薬品類等危険な物質を取扱う施設が多数存在している。

こうした危険物施設等からの火災、爆発、漏洩等による被害の発生及び拡大を防止するため、防災関係機関は、各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵、取扱いの実態に即して徹底させる。このため、防災指導、検査等により、施設等の耐震化、緩衝地帯等の整備、不備欠陥の是正、保安体制の充実等を促進するとともに、防災要員の教育訓練の充実、関係団体を通じての自主的点検・管理体制の強化、防災資機材の整備充実、危険物移送・運搬車両の運行・取扱い基準の遵守・徹底等を推進する。

また、有害物質が漏洩することによる被害の拡大を防止するため、廃棄物施設等を所管する国、関係地方公共団体においては、施設の耐震化その他の対策を推進するものとする。

さらに、新たな危険物等の出現、危険物等の流通形態等の変容、危険物施設等の大規模化・多様化・複雑化等に的確に対応した安全確保対策の推進を図るものとする。

## 第2節 南関東地域の防災構造化

南関東地域は、東京を中心とした急激な都市化の中で、道路、公園等の都市基盤が十分に整わないまま高密度な市街地が形成され、また、崖地・軟弱地盤など立地条件の良くない土地利用が進められ、大規模な地震が発生すると揺れの増幅や崖くずれ、市街地の延焼拡大等の危険性等が高く、さらに、応急対策活動の実施が困難となる都市地域が展開している。

このため、前節の構造物・施設等の地震防災性の向上と併せ、骨格的な都市基盤施設の整備、既成市街地の再整備、安全な土地利用の誘導等を行うことで地域の防災構造化を図ることは、震災被害を縮減するために不可欠の課題であり、国、関係地方公共団体は、都市整備投資の効率化や住民合意の形成等の課題に対応しつつ、計画的に進めていく必要がある。

また、大規模震災時においては、被災地における対応から、広域的な支援まで多様な応急対策の実施が求められることを踏まえ、それらを円滑に実施し得るよう、南関

東地域を圏域として捉えた応急対策施設の体系的整備を推進する必要がある。

この際、各施設、事業等の所管部局等において対策を講じるとともに、調和のとれた効果的な対策が講じられるよう相互に必要な情報を交換しつつ推進するものとする。

## 1 交通基盤施設の体系的整備

### (1) 道路

南関東地域には、大量の人員・物資を流通させる道路が集中しており、地域のみならず国内外の経済・社会活動を支えている。震災によりこうした機能が低下することの被害は甚大なものとなる。

また、幅員の確保された道路網は、延焼火災を防止するとともに、避難、救助・救急、消火活動、緊急輸送等、応急対策活動を行う上で不可欠である。このため、国、関係地方公共団体、公団等は、機能の重要性、震災時の利用方法等を考慮しつつ、橋梁、擁壁等の補強等道路施設の耐震化を計画的に図るとともに、広幅員化、多重化、空路・海路・鉄道ともリンクしたネットワーク化を進め、震災時輸送機能の整備等を体系的に推進するものとする。

特に、都県の地域防災計画において指定された緊急輸送路等については南関東地域を一体としてとらえた情報として防災関係機関、道路管理者等で共有し、広域的な輸送活動を踏まえた効果的な整備、管理を進めるものとする。

### (2) 鉄道等

南関東地域に高度に発達した鉄道等の大量輸送機関においては、震災時に、軌道、動力、管制施設等のいずれに障害があつても不通となり、大量の帰宅困難者等を発生する危険性を有している。このため、鉄道事業者等は、運行システムの総合的な耐震化を図るとともに、ネットワークを充実することで移動交通手段の確保を図るものとする。

また、阪神・淡路大震災では、比較的地下の構造物被害が軽微であったことから、地下鉄及び地下空間を利用した震災時の輸送活動等への活用について検討を進めるものとする。

さらに、駅は地域の中心的な立地にある公共的な施設であることから、震災時の情報拠点等としての整備、運用について鉄道事業者等と他の防災関係機関が連携した検討を進めるものとする。

### (3) 港湾・飛行場等

東京湾岸の港湾は我が国の海上輸送の重要な拠点であり、その機能維持は不可欠である。また、港湾・漁港は港湾緑地等のオープンスペースも含め、震災時には輸送を始め各種応急対策活動の拠点としての機能が期待される。

また、航空機やヘリコプターの離着陸できる飛行場は、震災時の調査、救助救急、緊急輸送・搬送などの機能が期待されている。

このため、港湾、飛行場等の諸施設の管理者は、施設の耐震性の強化を図ると

とともに、震災時の応急対策活動を想定し必要となる機能の検討等を進め、整備を推進するものとする。

また、その際、東京湾や荒川等の河川を利用した舟運の震災時利用を想定した河川防災ステーション等の整備などについても検討を進めるものとする。

## 2 ライフライン施設の体系的整備

電力、ガス、上・下水道、工業用水道、通信施設等のライフライン施設は、南関東地域において高密度に整備されており、これらは、震災被害を受けやすい架線や、復旧が困難な地下に埋設されているものが多く、一度被災すると、応急対策に大きな支障をもたらすとともに、広く、また、長期にわたり被災者の生活を始め、経済・社会活動に甚大な被害をもたらす。

このため、ライフライン事業者は、供給・処理施設、管路、架線等について、液状化等にも配慮した耐震化を進めるとともに、地震に強い共同溝等の整備、管理システムのバックアップ、必要な応急復旧資材の確保等を推進するものとする。

また、被害を最小限にとどめ早期復旧を可能とするための供給・処理拠点の多元化・分散化、供給ルートの分節化・地区単位の自立性の確保、一つの系統・ルートが被害を受けても機能が維持される多重化、ネットワーク化等リダンダンシーの確保を図るものとする。

さらに、これら施設の整備及び管理、震災時対応については、各ライフライン事業者、国、関係地方公共団体等において連携を密にし、ライフラインを強化すべき重要な施設、地域に関する情報や、各ライフライン被害の相互関係の把握等情報を共有することが重要であり、必要な情報交換、調整の場等を設けるものとする。

## 3 水面、公園・緑地その他のオープンスペースの体系的確保

南関東地域は、高密度な市街地が広がっており、特に都区部を中心とした30キロ圏においては、農地、森林等のオープンスペースが極めて少ないことが、地震危険性の高さや応急対策の実施の困難さの大きな要因となっている。

その中で、河川空間、公園・緑地や、公共・民間の所有するオープンスペースは震災時に延焼の拡大を防止するとともに、避難、応急収容、ヘリコプターの臨時離着陸、要員・資機材等の集積、がれき処理等、各種応急対策活動の拠点として重要な役割を果たす。

このため、国、関係地方公共団体は、防災上の効果、応急対策需要等を把握しつつ、配置、規模等について検討を進め、残された緑地等の維持・確保に努めつつ、防災緑地網やオープンスペース等を計画的、体系的に整備していくものとする。また、その際、防災関係車両やヘリコプターの進入、離着陸等への配慮、消火・生活用水の取水等、震災時の利用も想定した整備を推進するものとする。

#### 4 防災活動拠点の体系的整備

南関東地域の防災構造化を図る上で、第2章に掲げる初動対応、情報・広報活動、救助・救急、消火活動、医療活動、緊急輸送活動、物資の調達・供給活動、避難・応急収容活動、応急復旧活動、二次災害防止活動など、種々の応急対策活動を行う場所として、地域レベルの拠点から広域的な活動の拠点まで多様な防災活動拠点を、活動内容等を踏まえ、必要な機能、施設を整備し相互のネットワーク化等を図りつつ、体系的に整備することが極めて重要である。

(1) 国においては、国の防災関係機関の防災中枢機能を果たす拠点として、緊急災害対策本部等を置くこととされている総理官邸、内閣府、防衛庁、立川災害対策本部予備施設等の機能の整備、充実を図るとともに、関東地方を管轄する国の防災関係機関が多く移転する大宮、与野、浦和地区で進められている防災拠点の整備の一層の推進、横浜市の新港埠頭に設けられた海上防災基地の機能の充実、主要大河川と幹線道路等の結節点付近における内陸防災拠点の整備の推進等を図るものとし、さらに、その他国が行う各種応急対策活動に応じた拠点の整備、確保について国の防災関係機関相互、また、関係地方公共団体等との連携の下に進めるものとする。

なお、地域に根ざした行政機関である郵便局については、その立地、郵政三事業が持つ情報通信機能、輸送機能等による地域の防災拠点としての役割が期待されることから、郵便局と関係地方公共団体等の連携の下、地域実状を踏まえ、郵便局の防災拠点化を進めていくものとする。

(2) 関係地方公共団体においては、防災センター等それぞれの本部が置かれる施設、設備の耐震性の向上、機能の充実に努めるとともに、コミュニティレベルの防災センター等とのネットワークの形成を進め、併せて応急対策活動に応じた各種の拠点整備を地域防災計画等に位置づけつつ、計画的、体系的に進めるものとする。

(3) 国と東京都等が整備する立川広域防災基地については、他の拠点も含めた体系的な拠点ネットワークにおける役割や運用等について一層の検討を進め、機能の充実に努めるものとする。

(4) これら拠点の体系的整備に当たっては、国、関係地方公共団体、ライフライン事業者等が、それぞれの活動内容及び管理する施設、オープンスペース等、既存の防災拠点の情報や震災時の対応に関する情報等を共有しつつ、連携して進めることができが不可欠であり、防災関係機関において必要な協議等を行いつつ進めるものとする。

## 5 既成市街地の再整備の推進

都市基盤施設が未整備であったり、老朽建築物等が高密度に立地している地震危険性の特に高い老朽木造密集市街地等においては、延焼の防止が図られ構造物等の耐震性等が確保された安全な街区への再整備を推進するため、土地区画整理事業、市街地再開発事業及びいわゆる密集法関連事業等を推進する必要がある。

さらに、駅前等の繁華街の防災性を向上する再開発、産業施設の移転跡地等を活用しオープンスペースの確保等を図る臨海部の再整備、浸水危険区域におけるスーパー堤防の整備と併せた沿岸の再整備等、多様な市街地の面的な再整備事業を推進し、都市の防災性を向上する必要がある。

こうした既成市街地の再整備には、地域の合意形成が不可欠であり、地域住民においては、その地域の延焼危険性や地震危険性を理解し、自ら参画し又は必要な協力等を行うことが期待される。

このため、関係地方公共団体等にあっては、再整備に向け関係地方公共団体施行の事業を円滑、迅速に推進するものとし、また、地域の合意形成に努め、組合施行等の事業の誘導を図るものとする。

また、国においては必要な助言、補助・融資・税制等の資金的若しくは技術的支援等を推進し、また、公団等は蓄積したノウハウを生かし、関係地方公共団体と協力して市街地の再整備に向けた事業を推進するものとする。

## 6 土地利用の規制・誘導

南関東地域は、地盤が軟弱な沖積平野を中心に市街地が形成され始め、市街地の拡大とともに周辺の丘陵地を造成しつつ土地利用が進められている。こうして既に高度に利用されている土地利用を、震源や被害の規模、発生時期等が確実に特定できない中で、地震危険性をもって排除することは非現実的であり、防火地域等の諸制度を活用し、今後の土地利用の更新等に際し、土地条件に応じた構造物等の防災性の向上を推進する必要がある。

このため、関係地方公共団体は、都市計画法の整備、開発又は保全の方針や、市町村の都市計画に関する基本的な方針などに、防災に関する方針を積極的に定めるとともに、災害危険区域や防火地域の指定等を必要に応じ進めるものとする。また、延焼危険性や液状化危険性等、都市の地震危険度の把握に努め、施設整備者が立地選定等をする際に自ら必要な対策、選択を行い得るよう危険度の公表等について一層検討を進めるものとする。

また、関係地方公共団体は、既成市街地における地区計画等を地域住民の合意形成を図りつつ導入することにより、地区内の建築物等の建て替え時における防災性の向上を漸進的に誘導する等の取組みについて一層の推進を図るものとする。

国は関係地方公共団体等に対し、必要な助言、計画技術の提供等支援を行うとともに、南関東地域を対象とした横断的な危険度の把握等について関係地方公共団体と連携しつつ検討を進めるものとする。

## 7 効果的な整備の推進

### (1) 整備目標の共有と進捗状況の定期的把握等

大規模震災に対する防災関連の諸施設の効果的な整備を図り、広域的な応急対策活動の備えを行う上では、施設・市街地等の整備水準の把握、目標の設定、進捗状況の定期的な把握等が不可欠である。また、これらは、施設ごとに行われるのみならず、施設横断的にかつ圏域で地域横断的に防災関係機関において情報を共有しつつ行われることが求められる。

このため、国、関係地方公共団体等は、関係施設の整備水準の横断的把握に努め、改善目標の設定等について、諸施設の整備計画や地域防災計画等にできるだけ具体的に記述するとともに、定期的に進捗状況を把握し、防災関係機関において必要な情報の交換等を行うものとする。

また、国民、地域住民の的確な理解が得られるよう、整備水準、改善目標、進捗状況等や整備コスト、整備期間等についての公表等についてその在り方の検討を一層推進するものとする。

### (2) 応急対策活動を踏まえた防災施設等の整備

避難地、避難路、避難場所となる学校や公園などのような震災時には重要な防災拠点等となる施設の整備や、市街地の再整備等に当たっては、防災関係機関と、施設、都市整備機関が連携し、震災時における応急対策活動を踏まえた整備、事業の実施を図ることが重要である。

このため、国、関係地方公共団体においては、防災関係機関から、具体的な活動内容、防災上有効な施設の仕様、施設量等の情報を、施設・都市整備機関等から事業の内容等の情報を、それぞれ交換する場等を設け、積極的に連携していくこととする。

### (3) 住民・専門家との連携によるまちづくり

施設や都市の整備、再整備においては、住民の合意形成等、住民の理解と参画が不可欠である。また、地域住民が地震の危険性や、震災時の行政の対応、住民自らが行わなければならない対応、都市整備の効果と必要性等について理解をし、合意形成等を図る上では、行政のみならず防災、まちづくり等の専門家と連携しつつ、その専門的な情報や調整を受けて進めることができるものとなっている。

このため、国、関係地方公共団体は、住民、専門家、行政の連携による防災関連の施設、都市整備等を推進するため、公共施設等の整備計画の作成や事業の実施等においては、住民や防災関連の専門家の意見を踏まえ進めるとともに、民間で進められる事業等において専門家等との連携が推進される環境の整備に努めるものとする。

### (4) 都市的被害・対策の研究の一層の推進

多様な都市活動が行われている南関東地域において、その活動時間帯に大規模

地震が発生した場合には、群集におけるパニックの発生、夜間の停電等による暗闇での混乱・事故の発生など、これまでの地震災害では明らかになっていない予想外の被害の態様が示されることも否定できない。このため、国等においては、大都市震災の被害について、様々な可能性の検討を行い、米国等地震国との交流も生かしつつ、一層研究を推進していくものとする。

### 第3節 国土構造における震災対策への配慮

国は、地震危険性の高い南関東地域の地域構造を、国土利用計画等の観点から改善するため、関連する国土保全事業を計画的に推進するとともに、全国総合開発計画や首都圏整備計画等、総合的・広域的な計画の作成に際しては震災対策を確實に位置づけ、また、その実施に際しては、国土や圏域の安全性の向上等計画に定められた震災対策に関する施策を確実に推進するものとする。

この際、震災に対する脆弱性等の問題を抱える東京一極依存構造の是正を図るため、業務核都市の育成整備、国の行政機関等の移転等による東京都区部、とりわけ都心部に集中した諸機能の分散を推進するものとする。

さらに東京一極集中のは是正、国土の災害対応力の向上など国土政策上極めて大きな効果を有する首都機能移転について、その具体化に向けて積極的な検討を行うものとする。

## 第2章 応急対策の備え

大規模地震の発生に備え、予防対策の実施により、被害を最大限軽減するよう努めるることはもちろんであるが、地震発生後に応急対策を的確に実施することにより、被災地の住民の生命、身体、財産を出来る限り保護することが重要である。このため、応急対策の備えを平常時から進めておく。

### 第1節 応急対策の備えにおける連携の推進

都県の区域を超えて市街地が広域化している大都市において大規模な地震が発生した場合には、その被害の甚大性・広域性から、国、地方公共団体等の複数の防災関係機関が密接な連携を図りながら応急対策活動を効果的に実施していくことが重要である。

#### 1 地方公共団体間の連携等

地震発生時の応急対策活動は、第一次的には地方公共団体を中心に実施するものであり、被害が甚大かつ広域にわたるような場合、まずは市町村及び都県が広域的に連携し、応急対策を展開していくことが重要であり、そのための備えを平常時から行っておく。

阪神・淡路大震災後、南関東地域の関係地方公共団体においても、地域内外の関係地方公共団体との相互応援協定の締結が積極的に推進されている。今後は、その実行性を確保するため、必要に応じてマニュアル化等を進めていくものとする。

南関東地域においては、七都県市首脳会議や関東地方知事会において、広域的な連携の取組みが進められている。七都県市首脳会議においては、震災時相互応援協定の締結及び同協定に基づく応援調整都県市マニュアルの作成、国と連携した合同防災訓練の実施等に取り組んでいるところである。また、関東地方知事会においては、震災時の相互応援協定に関する協定を締結したところである。これらの取組みについては、今後とも積極的に推進し、さらに、今後は、国の防災関係機関とも密接な連携を図っていくものとする。

阪神・淡路大震災後、警察、消防の組織において、大規模震災の発生に際し、より効果的かつ迅速に人命救助活動等を行うためのシステムとして、それぞれ、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊が設置された。これらの仕組みが震災時に有効に機能するよう、平常時の備えを引き続き進めておくものとする。

なお、地方公共団体が応急対策を実施するに当たっては、地方公共団体間の連携に加えて、救助救急・応急復旧活動に当たっての建設業者等との連携、緊急輸送に当たっての運送業者等との連携など民間企業等とも連携を図っていく必要があり、協定の締結など平常時からそのための備えを進めておく必要がある。

## 2 南関東地域の都県等と自衛隊の連携

阪神・淡路大震災における自衛隊の多岐にわたる精力的な取組みの例を見るまでもなく、被災地の地方公共団体が自力で十分な対応ができない場合に自衛隊の果たす役割は大きく、被害が広域、甚大かつ特殊になるおそれのある南関東地域の大規模地震に備え、都県等と自衛隊は、平常時から連携体制の強化を図っておく必要がある。

都県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。また、役割分担の明確化、相互の情報連絡体制の充実、実践に即した共同の防災訓練の実施等に努めるものとする。

南関東地域に大規模地震が発生した場合の自衛隊の対処方針については、南関東地域震災対策活動要領に基づき、「南関東地域震災災害派遣計画」において具体的に定められており、阪神・淡路大震災後にも改訂されたところである。国が行う応急対策活動の中でもとりわけ自衛隊に対する応急対策活動のニーズは多岐にわたる。しかしながら、自衛隊が活用できる資源も限られていることから、都県はいかなる状況で、どのような分野について自衛隊への派遣要請を行うのか、各都県の防災会議等の場を活用して、自衛隊との間の調整を実施することにより、平常時よりその想定を行い、相互の意志疎通を図っておくものとする。また、被災地内で自衛隊が応急対策活動を展開していくに当たり重要な役割を占める活動拠点については、関係地方公共団体において、平常時から具体的な場所を指定し情報を共有するとともに、管理者との事前協議を進めておくものとする。

## 3 国の防災関係機関の連携

地震発生時の応急活動は、第一次的には地方公共団体を中心に実施するものであるが、被害が甚大な場合は、緊急災害対策本部等を中心に防災関係機関が連携を密にし、国が積極的に支援することが必要かつ有効である。

南関東地域の大規模震災時の国の緊急災害対策本部等を中心とする応急対策活動については、昭和63年に南関東地域震災応急対策活動要領を中央防災会議で決定しているところであるが、南関東地域の大規模地震における被害の態様や必要な応急対策の分野等は、社会情勢の進展等により変化していくものであるから、同要領については、新たな検討を踏まえた修正を継続的に行い、国の応急対策活動の基本的な要領としての機能を強化していくものとする。

また、地震発生時に効果的な連携を図るためにには、平常時から連携を密にしておくことが重要である。このため、要領に基づく各防災関係機関の役割分担や活動内容を検証するための訓練や実践的な様々な訓練の実施、中央防災会議主事会議等を活用した特定課題の取組み等を推進し、国の防災関係機関の防災担当者の連携を深めておくものとする。

以上の取組み等に当たっては、国に対する応急対策活動のニーズは多岐にわたる

ものの、活用できる資源にも限りがあることを踏まえ、大規模震災時に限られた時間と情報の中で国の応急対策活動を効果的なものとするため、応急対策の優先順位を判断するための仕組みや複数都県からの要請への対応についての調整の仕組み等について、共通の認識を持てるよう配慮していくものとする。また、地震発生直後に、情報収集活動、搬送活動等の応急対策を迅速かつ効果的に実施するためには、現地での防災関係機関の密接な連携が重要であり、平常時の応急対策の検討において十分に配慮するものとする。

#### 4 実践的な備えの推進

南関東地域に大規模地震が発生した場合の応急対策活動については、限られた時間と情報の中で、的確に実施していく必要があり、特定の課題について、可能な限りの事前の準備を、関係者の連携の下、実践的に行っておくものとする。

このため、阪神・淡路大震災の経験等も踏まえ、応急対策についての実践的な対応パターンを構築し、それに対応した形で、要請手続き等の明確化、情報の共有、応急対策に活用する施設の指定等について検討しておくものとする。

国レベルにおいては、傷病者の搬送など人命に直接的に関係する活動、関係する機関が多岐にわたる活動から順次検討を行うものとし、その成果については、中央防災会議等の場でアクションプランとして申し合わせ、共有するものとする。その際、南関東震災対策活動要領については、関係する機関の連携により応急対策を実施する場合の基本的な要領を定めるという従来の役割に加え、アクションプランとして検討し、申し合わせる個別の課題を明らかにしておくなど、平常時の備えを推進するに当たり中心的な役割を果たすような位置づけを与えるものとする。

また、国レベルと地方公共団体レベルの施策の整合性の確保や、関係地方公共団体における防災体制充実の支援を行っていくものとする。

##### (1) 実践的な対応パターンの構築

傷病者の搬送、緊急輸送などの応急対策の分野ごとに、効果的・実践的な対応パターンを具体的に定めておく。なお、震災時に入手できる情報等は限定されることから、災害対策本部等に詳細な被災情報等が入ってこない場合であっても、講じるべき応急対策の主な流れや、優先順位をあらかじめ、相当程度は定めておくものとする。

##### (2) 要請手続き等の明確化

応急対策の実施に当たって必要な要請手続き等について、その相手方や必要な情報を明確にしておく。この際、要請の相手方については、情報伝達網が幅広い場合等も想定し、バックアップも含めて明確にしておくものとする。なお、名簿・資料等として整理しておくだけでなく、人的な交流を深め、ネットワークを構築しておくことが、震災時には極めて有効であり、定期的な打合せ等についても、積極的に進めていくものとする。

### (3) 応急対策に活用可能な施設の指定等

応急対策ごとのきめ細かな対応を含め、応急対策に活用可能な施設等について、指定及び周知を行っておくことは極めて有効であり、管理者等との事前手続きについても、平常時から出来る限り進めておくものとする。

特に、防災拠点については、阪神・淡路大震災において、重要性が痛感され、地震防災対策特別措置法においても防災拠点の整備が盛り込まれたところであるが、中でも、広域防災拠点の整備は重要な課題であり、強力に推進していく。

南関東地域においては、立川市に国の災害対策本部予備施設のほか、広域的な防災支援拠点となる災害医療の基幹施設等から成る、立川広域防災基地の整備が進められている。

他の地域についても、必要な場合には、関係する機関が連携し、広域的な防災拠点の在り方、平常時も含めた活用方策等を検討し、整備を推進していくものとする。

広域防災拠点に期待される役割は多様であり、例えば、被災地以外からの応援人員の受入れ等も考えられる。このような要請に十分に対応できるような実践的な備えを行っておくとともに、広域防災拠点を核とした関係する機関の職員の交流や訓練についても、積極的に推進していく。

### (4) 情報の共有

効率的な応急対策の遂行にとって、被災状況や応急対策の実施状況等に関する情報を収集し、防災関係機関で共有することは極めて重要である。

このため、応急対策に活用可能な施設等の情報を、要請手続き等にかかる関係者で共有し、効果的な対応パターンを迅速にとれるような情報の共有を平常時から積極的に進めておく。

一方、震災時における情報については、情報の種類、伝達方法、手順等あらかじめ定めておく事項について、より迅速かつ的確に、収集・伝達及び関係する機関の共有ができるよう検討を推進しておくものとする。

なお、技術の進展がめざましく、地震防災の分野に活用されている「情報システム」を活用することが有効であり、この際、既存のシステムを相互に活用し、入力等の負荷を極力小さくする工夫をしながら、関係する機関のシステムの連結、端末ベースでの共有等を推進していく。

## 第2節 応急対策の分野ごとの備え

### 1 政府等の初動対応

国、関係地方公共団体及び関係指定公共機関は、防災関係機関相互の連携の下、各種都市機能が集積する特殊性に応じ、以下の措置を推進する。

### (1) 個々の機関の初動対応

各防災関係機関は、機関ごと、部局ごとの業務の性格、災害対策上の役割に応じ、夜間・休日等勤務時間外の発災をも考慮した震度情報・津波警報等の情報収集・連絡体制の整備を図るとともに、非常参集要員の指定、連絡手段の確保、非常参集基準の明確化、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舎の確保、非常参集・配備要領等の整備、応急活動時の行動要領の作成・訓練など、非常参集の迅速かつ確実化の推進を図るものとする。また、発災直後の指揮命令系統の明確化を図るとともに、指揮命令権者等が非常参集開始前あるいは参集途上においても的確な意思決定・指示判断等を行うことができるよう情報収集伝達手段の整備に努めるものとする。

さらに、発災直後の被災状況を迅速かつ的確に把握するため、情報収集・連絡体制の整備を推進し、収集した情報を的確に分析・整理するための人材の育成を図るとともに、必要に応じて、専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

### (2) 緊急災害対策本部等の迅速な設置等

国は、初動措置を始動するための情報集約や関係省庁連絡会議等の開催が、速やかに行われるよう体制の整備を図るとともに、緊急災害対策本部等の設置又は国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときの災害緊急事態の布告等について、迅速な手続き等が図られるよう体制を整備するものとする。また、必要に応じて行われる政府調査団の被災現地への派遣や現地対策本部の設置等についての体制を整備するものとする。

さらに、発災直後の情報が限られた状況下で、迅速かつ的確な初動対応等を図るために、震度情報・津波警報等の活用により、各種情報処理機器等による被害規模を評価するためのシステムの活用を図るものとする。

### (3) 首都直下型等大規模地震発生時対応

大規模な地震発生の切迫性が指摘されている南関東地域については、人口、諸機能が著しく集積し、社会・経済の中心となる首都が含まれる地域である。このため、地震発生の規模や震源地如何によっては、この首都における被害が甚大となり、多数の人命、財産の損失、さらに、首都機能の阻害や防災関係機関自体の被災等による初動対応の遅れが懸念される。

このようなことから、防災関係機関は、迅速かつ的確な初動対応に資するため、各機関の意思決定者の事故等を想定した職務代行の明確化を図るものとする。

また、国は、初動対応に重要な役割を成す通信手段の確保に努めるとともに、迅速な緊急災害対策本部員等の参集、政府調査団の被災現地への派遣、現地対策本部員及び必要な資機材の緊急輸送についての体制を整備するものとする。

なお、緊急災害対策本部等の設置場所については、設置予定場所が被災により使用不可能である場合を想定し、あらかじめ指定された複数の場所について内部施設・設備等の整備を進めるものとする。

## 2 情報・広報活動

### (1) 震災時の通信の確保

国、関係地方公共団体、関係指定公共機関は、地震による災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の耐久性の強化、停電対策、通信施設の危険分散化、通信経路のマルート化、通信ケーブル等の地中化の促進、デジタル化の促進、バックアップ対策としての有・無線通信システムの一体的運用とその連携など、重要通信の確保に関する対策の推進を図るとともに、通信先端技術の研究・開発・導入の推進を図るものとする。

### (2) 情報の収集・連絡体制

国、関係地方公共団体、関係指定公共機関は、防災関係機関相互間において迅速かつ確実に連絡が行えるよう通信のネットワーク化を図るとともに、非常通信体制の整備を推進するものとする。また、被害情報等の情報を官邸を始め、緊急災害対策本部等防災関係機関に伝送されるよう中央防災無線網の整備・拡充等伝送路の確保を図るとともに、地域防災無線網等の整備の充実・強化を推進し、市町村災害対策本部、地域防災関連機関、生活関連機関の相互間の情報連絡体制の確保を図るものとする。

情報収集活動を行うに当たり、国、関係地方公共団体は、必要に応じ航空機、巡視船、車両など多様な情報手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプター・テレビシステム、監視カメラ等画像情報を活用した情報の収集・連絡体制の推進を図るものとする。

さらに、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報のデータベース化を進めるとともに、震度計・地震計等観測機器の整備・維持管理に努め、震災時における被害状況等を収集するなど、防災関係機関相互での情報の共有化を図るシステムの構築に努め、応急対策活動等の効率化を推進するものとする。なお、このシステムには、必要に応じて地理情報システムを活用し推進を図るものとする。

その他、国、関係地方公共団体は、防災無線、衛星通信、パソコン通信や災害時に有効な携帯電話・自動車電話、業務用移動通信、アマチュア無線等の活用など、多様な通信手段を整備することにより、民間企業、報道機関、住民等からの災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

通信輻輳対策としては、国、関係地方公共団体、関係指定公共機関は、防災関係機関と連携し、非常時における運用計画を定めておくものとする。また、平常時より通信設備の点検を定期的に実施するとともに、防災関係機関相互との連携による非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、通信訓練を実施するものとする。

### (3) 被災者等への情報提供

国、関係地方公共団体、関係指定公共機関は、住民等に対し地震の被害、津波

及び余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制情報、義援物資の取扱い等ニーズに応じた情報について、提供体制を整備するものとする。その際、高齢者、障害者、外国人等災害弱者や帰宅困難者に配慮した体制整備を図るとともに、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合うものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車、ピラ、パソコン通信等の活用体制を整備し、また、報道機関との連携を図るものとする。なお、国は、放送機関と協力して、緊急放送時にテレビ、ラジオが自動的に作動するシステムの普及を推進するものとする。

国、関係地方公共団体、関係指定公共機関は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応できる体制の整備を図るものとする。

#### (4) 安否情報対策

南関東地域においては、各種都市機能の集積、人口及び建築物の密集などの特殊性から、被災者の安否に関する情報、帰宅困難者に関する情報が膨大となることが想定される。このため、国、関係地方公共団体、関係指定公共機関は、住民等のニーズに応じた的確な安否情報を提供するため、報道機関・関連会社等と連携し、避難者に関する情報の把握・管理や関係する機関への迅速な伝達を実施するよう努めるものとする。また、災害用伝言ダイヤルなど電話連絡システムの活用、パソコン通信等の有効活用を図るとともに、これらについて、国民への周知・啓発に努めるものとする。

#### (5) 効果的な広報のための備え

報道機関は、南関東地域に所在する通信施設等が被災した場合、速やかに復旧できる体制や他施設の運用など、国民への情報提供の確保に努めるものとする。

また、国は、外国人やその施設について、海外への情報提供を迅速かつ的確に行うため、国内外の報道機関との協力体制を推進するものとする。

### 3 救助・救急、消火活動

大都市地域には、高層ビル、地下街、ターミナル駅等不特定多数の人々が利用する施設が集積しており、特定の地域内で多数の人的被害が発生するおそれがある。また、同地域においては老朽木造密集市街地が存在するとともに、危険な物質を取扱う施設の集積が著しく、地震火災による被害の拡大も予想される。このため、人的被害を最小限にしよう、関係地方公共団体は、大規模震災が発生した場合において、同時に多数の人々が被災した場合を想定し、迅速かつ円滑な救助・救急活動及び消火活動を行うために必要な準備を進めておくことが必要である。

#### (1) 救助・救急活動

南関東地域において大規模な地震が発生した場合、老朽木造密集市街地や高層ビル、地下街、ターミナル駅等が多数存在していることから、多数の要救助・救出者が発生する可能性がある。

このため、地方公共団体は、救助工作車、救急自動車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備を進めるとともに、広域的な救助・救急活動に極めて大きな効果を発揮するヘリコプターの配備を推進するものとする。また、国においても、救助用資機材の整備を推進するとともに、関係省庁、関係地方公共団体、住民が情報を共有し、地震発生時に広く資機材を活用できる体制の整備について検討するものとする。

阪神・淡路大震災後、全国の消防機関による緊急消防援助隊、全国の警察機関における広域緊急援助隊等による広域的な応援体制の整備が推進されており、警察庁、防衛庁、消防庁による大規模災害時を想定したいわゆる「三庁協定」（消防庁と防衛庁による「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」、警察庁と防衛庁による「大規模災害に際しての警察及び自衛隊の相互協力に関する協定」、及び消防組織法第24条）等も締結されたところである。救助・救急活動は、地震発生直後に迅速な対応の求められる活動であるとともに、広域的な応援の人員も含め、複数の組織の密接な協力により展開される活動であり、地震発生時に最大限の効果が発揮されるよう、平常時からその連携の在り方等について検討を進めていくものとする。

この際、老朽木造密集市街地や繁華街等で同時に多数の人が被災した場合の対応は、南関東地域の大規模震災時における重要な課題であるので、平常時からそのような事態の発生が予想される地域における施設の管理者等も含めた実践的な対応策について検討を進めていくものとする。

## (2) 消火活動

南関東地域は老朽木造密集市街地が存在するとともに、危険な物質を取扱う施設の集積が著しく、地震火災による被害の拡大が予想されることから、迅速かつ的確な消火活動を行う体制を確保することが極めて重要である。

このため、関係地方公共団体は、平常時から消防力の整備や消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保等に努めるものとする。また、国、関係地方公共団体は、大規模震災等複雑化多様化する震災への対応力の向上を図るために、地方公共団体間の相互応援協定による協力や、緊急消防援助隊等による広域応援体制の充実を図るとともに、小規模消防の地域の実情に即した広域再編を推進していく。

震災時には火災が同時多発することが想定され、消火用水が大量に必要となる。一方、地震により消火栓等が断水、損壊等により利用できなくなることも想定される。このため、防火水槽の整備を始め消防に必要な水利施設の耐震化、量的な充実、計画的な配置等を推進するとともに、設置場所の確保等における防災関係機関の連携を進めるものとする。

また、河川水、海水、下水処理水、農・工業用水等その他大都市地域に存在す

る多様な水利を震災時に消火活動に利用できるような整備について、施設管理者等が消防機関と連携しつつ進められるよう検討を推進するものとする。その際、震災時において住民による初期消火活動等に活用できる地域の井戸等、日常から住民が身近に利用する多目的の水利の確保についても配慮するものとする。

さらに、ヘリコプターによる空中消火については、ヘリコプターの多目的な活動内容に留意しつつ、市街地火災における活用の可能性についても研究を進めるものとする。

#### 4 医療活動

南関東地域は、人口が集積している上に、密集市街地、老朽住宅、高層ビルや地下街、ターミナル駅等の不特定多数の人々が集まる施設やボイラー施設、各種薬品類等危険な物質を取扱う施設も多数存在していることから、震災時には重傷熱傷やクラッシュシンドローム等の処置の難しい負傷者等が大量に発生することが予想される。このため、迅速かつ円滑な医療活動を地震発生後短時間のうちに行うために、被災地内にとどまらない広域的な医療活動が必要であり、国、関係地方公共団体は、そのための準備を平常時から進めておく必要がある。

##### (1) 拠点となる医療機関の指定と体制の整備

都道府県は国の定める方針に基づき、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院の指定を行う。また、医療関係機関及び関係地方公共団体は、災害拠点病院を中心として、所管する医療施設の耐震化・不燃化等を進めるとともに、防災無線等災害時にも使用できる通信設備の整備、水道・電気等ライフラインの補強、自家発電装置、耐震性水槽の設置などを進める。

また、災害拠点病院を始めとする各医療機関は、震災時の職員の参集体制を整備するとともに、震災時に医療活動の指揮をとるなど重要な役割を担う医師等については、輸送に關係する機関の協力の下に、参集のための手段の確保についても検討しておく。

##### (2) 医薬品、医療資機材等の備蓄

関係地方公共団体は、地域の実情に応じ地域内の医療機関と連携して医薬品、医療資機材等の備蓄を推進するとともに、平常時から地域内の関係業者と協定の締結を促進し、また、相互応援協定等により周辺の地方公共団体と連携した広域的な医薬品・医療資機材等の調達の方策を講ずる。国は、広域的な見地から関係者間の連絡調整や情報収集に努めるとともに、被災都県への支援を行い、必要に応じ被災地外からの医薬品、医療資機材等の調達について関係者間の調整を行う。

##### (3) 救護班の編成と派遣

医療関係機関及び地方公共団体は、所管する医療機関に対して震災時に迅速に

救護班を派遣できるよう、平常時から救護班の編成を行うなど派遣の準備を進める。

救護班の編成の状況については、医療関係機関のみでなく防災関係機関で情報を共有する。

救護班については、広域的な医療活動を行う場合を考慮して、傷病者の搬送に同行する救護班の編成についても配慮する。

#### (4) 医療機関相互の連携

震災時における医療活動を円滑に行い、救護班の派遣や傷病者の搬送を迅速に行うためには、関係する機関間における平常時からの連携が必要である。

国は、災害拠点病院を始めとする医療機関及び防災関係機関が情報を共有するためのシステムの整備を進める。また、発災時に対応できる医療体制を確立するために、救護所や地域の病院と災害拠点病院の連携を密にし、ネットワークを推進していく。

#### (5) 医療機関と防災関係機関の連携

大規模震災時に医療活動を効果的に展開するためには、医療機関と防災関係機関の連携、特に輸送活動における連携が重要である。大規模震災時には、被災地内の医療機関の対応能力が飽和状態となり、被災地外の医療機関において早期に傷病者の治療を行う必要が生じることから、特に国及び関係地方公共団体は、そのような場合に備えて、平常時から傷病者の受け入れ体制や傷病者及び救護班の輸送の実施体制について周辺地方公共団体と調整を行っておく必要がある。また、傷病者及び救護班の輸送については、医療や輸送に關係する機関がそれぞれに検討を行うことでは発災時に十分な対応をとることが困難であると考えられることから、関係各機関が十分に連携を持ちつつ、その具体的な実施体制の整備を図っていくことが必要である。

#### (6) 震災時医療に関する研究の推進及び医療従事者、住民等に対する研修、訓練の実施

国は、震災時の医療関係者の役割、トリアージ技術、震災時に多発する傷病の治療技術等に関する研究を推進する。また、国、地方公共団体、日本赤十字社は、医療関係者に対する震災時の応急医療に係る訓練、研修等の推進や、震災時の応急医療体制を補強するため、住民等に対する救急法、蘇生法等応急処置に係る知識・技術の一層の普及を図る。

阪神・淡路大震災においても被災地内の病院等において、医療機関相互あるいは他の機関とのコーディネーターの役割を果たす医療従事者の重要性が痛感されたことから、研修、訓練等に当たってはこれらの役割に関する知識の普及についても十分配慮するものとする。

#### (7) 医療搬送活動についての実践的な備え

医療活動については、傷病者の搬送も含めて考える必要があり、その場合、関係者が多岐にわたる一方で、地震発生直後に迅速な対応が求められる分野であることから、平常時から実践的な備えをしておくことが強く求められる。

このため、地方公共団体及びそれを支援する国において、災害拠点病院に関するヘリポートの有無や外科手術の処理能力等の把握、傷病者の搬送に同行する医師も含めた救護班の選定や情報伝達ルートの確立、傷病者の搬送等に有効である拠点の選定と事前手続き等を検討し、申し合わせるとともに、このような備えを前提として、震災時の情報共有の在り方や効果的な対応のパターンを構築しておくものとする。

この際、南関東地域の大規模地震においては、重傷熱傷やクラッシュンドロームといった高度な治療を必要とする負傷者等が多数発生することが予想される。このため、全国の高度な医療機能を有する医療機関へ負傷者等を搬送する必要が生じることを念頭に置いて、役割分担や対応の流れを平常時から整理しておくものとする。

### 5 緊急輸送活動

大規模震災時において交通を確保し、救助・救急活動等の応急対策要員や物資・資機材等の輸送、傷病者の搬送等を行う緊急輸送活動は極めて重要であり、平常時から次のような対策を講じておくことが必要である。

#### (1) 総合的な緊急輸送ネットワークの形成

南関東地域は高密度の市街地が広く展開しており、大規模震災時には、道路施設等の損壊、周辺建築物の倒壊等により、被災地への到達が困難となる等、輸送活動が円滑に行い得ないおそれがある。

このため、道路施設や周辺建築物の耐震化、緊急輸送道路のネットワークの整備を図るほか、飛行場、臨時離着陸場を拠点とする航空機、ヘリコプター等による空路による輸送、東京湾の各港湾・漁港及び荒川等の河川防災ステーション等を利用した船舶による海路、水路による輸送等も含め、輸送拠点、輸送経路を総合化した緊急輸送ネットワークの整備を推進するものとする。

これら緊急輸送ネットワークについては、具体的な輸送活動を想定した重要度等を踏まえ、それぞれの都県における地域防災計画への位置づけ及び国、関係地方公共団体等における圏域としての総合的な把握、共有を進めるものとする。

また、橋梁等施設の耐震性、ネットワークの整備状況及び輸送力等の情報についてもあらかじめ国、関係地方公共団体、輸送関係団体等において情報を共有し、震災時の対応等について申し合わせておくものとする。

#### (2) 緊急輸送路の確保

震災時の道路交通の混乱を防止し、道路利用者の安全確保並びに住民等の円滑

な避難及び緊急車両等の通行を確保するため、防災関係機関は、引き続き、交通管制システム、情報板等の道路交通関連施設についての耐震性を確保し、信号機減灯対策を推進するとともに、震災時の道路交通管理体制の整備を推進する。特に、南関東地域における震災が発生し被害が広域に及ぶことが予想されることから、防災関係機関は都県の境界を越えた広域的な交通規制を計画的・効果的に行う体制を整備する。また、都県警察は、震災時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策に関する協定等の締結に努める。さらに、防災関係機関は、阪神・淡路大震災以後の災害対策基本法の改正を踏まえ、震災時における自動車運転者がとるべき措置の普及を進めるとともに、違法駐車防止対策の強化、駐車場の整備を推進し、震災時の道路交通の停滞を抑止するものとする。

発災後の道路の啓開・応急復旧等については、道路利用者の安全確保、道路管理上必要な周辺住民の避難等の円滑化、緊急輸送路の確保等を確保するため、防災関係機関は迅速かつ的確な対応が求められる。特に、同地域には、高架、地下道等空間を立体的に利用した複雑な構造の道路が多いことから、避難や緊急輸送活動等に活用される道路等において優先的に啓開活動等を展開することが必要である。このため、防災関係機関は被災状況の把握及び施設点検、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス等に配慮した道路啓開活動を展開できるような方法、判断基準等を定めておくとともに、これを実施するために必要な人員・資機材等の確保、防災関係機関や民間企業等、関連する施設の管理者等との協力体制を進めるものとする。なお、資機材等の輸送においては、輸送ルートとして、緊急用河川敷道路等の活用を図るものとする。

### (3) 輸送拠点の確保

高密度な市街地が連たんしている南関東地域において、緊急輸送活動を始めとする応急対策活動を効果的に展開するためには、輸送拠点の確保が極めて重要な課題である。

阪神・淡路大震災後、南関東地域の地方公共団体においては、防災関係機関の協力の下、ヘリコプターの着陸可能性等も整理しつつ、臨時ヘリポート候補地に関する情報の集積が進められている。今後は、管理者等との間で震災時の利用について事前の協議を進め、大規模地震発生時に迅速な確保ができるよう連絡体制等も整備していくものとする。また、通信機器等の必要な資材については、必要に応じ、当該輸送拠点に備蓄するものとする。

南関東地域においては、オープンスペースの確保が容易でないことから、輸送拠点と避難地が競合する場合が少なくない。避難地に指定されていない輸送拠点を確保するよう努めるとともに、競合する場合であっても、ある程度の広さがあるスペースについては、避難者の協力を得つつ輸送拠点としても活用できるような体制づくりを進めていくものとする。

輸送拠点に関しては、立川広域防災基地のような広域的な拠点、あるいは、比較的小規模であるが災害拠点病院に隣接するオープンスペースのように目的別に

みた場合に有効な拠点というように、様々な視点での体系化が必要である。関係地方公共団体、国の防災関係機関が連携して、輸送拠点に関する情報の集積を行い情報を共有するとともに、輸送拠点の活用方策等について体系的に検討し、震災時の対応や役割分担等についても検討し申し合わせておくものとする。

#### (4) 多様な輸送手段の確保

南関東地域で大規模な地震が発生した場合、輸送活動に対するニーズが大量に発生するとともに、緊急輸送ネットワークそのものが被災する可能性がある。また、被害の状況によっては、負傷者等の広域の搬送や帰宅困難者の輸送等の特別なニーズが発生することも踏まえ、陸上交通に限定せずに、航空機や船舶等も含めたできる限り多様な輸送手段を活用できる体制の整備を図っていく。この際、運送事業者との協定等も積極的に進めておくものとする。

特に、機動性の高いヘリコプターによる輸送は、被災状況によっては極めて大きな効果を發揮すると考えられることから、地震発生時に迅速に活用するための準備を平常時から進めておくものとする。

また、継続的に輸送活動をする場合の燃料の確保等の問題についても、平常時から検討し、調達体制の整備を図っておくものとする。

#### (5) 輸送の優先順位

大規模震災時に、応急対策活動の実施に伴い多様な輸送需要が発生するが、確保できる輸送手段が限られるため、緊急性の高い輸送を優先的に行う必要がある。実際の応急対策活動の中で、他の輸送活動との関係も含めて、どのように輸送活動を行うべきか等について、できる限り具体的なイメージを関係者間で共有しておくよう検討を進めていく。

### 6 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

食料、飲料水及び生活必需品等の確保については、被災者の生活を確保するために必要不可欠な活動である。国、地方公共団体は、近年の生活の向上に伴う被災者のニーズの変化や流通形態の多様化等の変化に対応した調達、供給体制を確立する必要がある。

#### (1) 食料、飲料水及び生活必需品の備蓄

食料、飲料水及び生活必需品の備蓄は、地域内の住民及び関係地方公共団体により地域内で確保することが基本であり、関係地方公共団体は必要とされる食料等についてあらかじめ備蓄、調達体制を整備する必要がある。この際、高齢化、核家族化の進展や地域コミュニティの脆弱化等も考慮して、調達、供給体制を確立する必要がある。国は、地方公共団体における備蓄・調達の状況を踏まえて国が確保すべき物資等について検討し、備蓄や調達の方法、輸送手段等について検討する。

## (2) 地方公共団体間、企業等との協定による物資等の確保

関係地方公共団体は、周辺地方公共団体との連携によって地域内の備蓄が十分でない物資等について、平常時から検討を行い、広域的な備蓄の推進を進める。また、関係する地域内の企業等との協定を結び、必要な物資の確保を図る。

## (3) 防災関係機関における情報の共有

防災関係機関は、食料、飲料水及び生活必需品等の供給活動が円滑に行えるよう、防災関係機関における備蓄物資の数量や備蓄場所、協定に基づく調達可能量等について平常時から把握しておくとともに、防災関係機関間で情報を共有しておく。また、地域内の備蓄が十分でなく、しかも早急に調達しなければならないものについては、国が備蓄するものも含め、調達場所と輸送ルートを検討し共有するものとする。

## (4) 供給体制の確保

食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給を行うためには、備蓄や協定による確保に加え、できるだけ速やかに流通による供給を再開する必要がある。このため、平常時から災害時における流通の在り方について検討しておくとともに、防災関係機関は、広域輸送拠点、道路等の輸送施設等で、食料等の調達のために使用する輸送施設等について、早期に復旧させるための方策を検討する。

## (5) 優先度に応じた供給活動の実施

震災当初は、被災地内が混乱しており、使用できる輸送手段も限られることから物資等の輸送においては、緊急度・重要度を考慮することが重要である。このため、国、関係地方公共団体は、平常時から、緊急度・優先度を考慮した円滑な物資等の輸送の在り方について検討を進める。この際、不急不要の物資を、被災地内に運び込まない方策についても検討する必要がある。

## (6) 義援物資等の受入れ

震災により、甚大な被害が発生した場合、義援物資の申し込みが多数寄せられることが予想される。国、関係地方公共団体はこれらの申し込みに円滑に対応するための方策や被災地のニーズを広報するための方策について検討する。

# 7 避難・応急収容活動及び被災者に対する配慮

(1) 南関東地域において大規模地震が発生した場合、住民等のための避難所のほか、応急仮設住宅用地の確保を行う必要があるが、避難場所等として使用できる土地が多くないことに加え、地域で働く人口等についても考慮しておく必要がある。

イ 関係地方公共団体は、公共施設等を中心に管理者の同意を得た上で、平常

時から避難所等の指定を行うほか、適切な避難誘導が行えるよう計画を作成・周知するとともに、職員の配置方法等を検討しておくものとする。また、地域住民等を含めた訓練等の実施や、避難場所の運営管理のために必要な知識の普及等に努めるものとする。

- ロ 応急仮設住宅に関しては、地方公共団体は、土地管理者等の協力を得て、建設用地の選定を行っておくとともに、関係業者を通じるものも含め建設に必要な資機材の確保のための備えを進めておくものとする。
  - ハ 近年の生活水準の向上等を踏まえれば、地震発生時においても、避難所に間仕切り、仮設トイレ・風呂等を備えるほか、応急仮設住宅の仕様を改善するなどきめ細かな対応が必要である。また、災害時において、地域住民、自主防災組織の協力を得ながら、避難所や応急仮設住宅への優先的な収容等の措置を講じるとともに、福祉避難所、福祉仮設住宅を設置するなど、高齢者、障害者その他の災害弱者に対する配慮がなされるような備えを推進しておく。
- ニ 南関東地域における避難・応急収容活動を考えた場合、地方公共団体は、周辺地方公共団体や国等の協力を得つつ、広域的に候補地や建設用地のリストアップを進めておくものとする。また、国は、自らの所管施設を避難所等として開放するための準備を進めておくものとする。

(2) 応急収容等による環境変化の激変に伴い、被災者は心理的に不安な状態に陥りやすいことから、被災地においては社会的な混乱が発生するおそれがある。このため、地方公共団体は国等の協力を得つつ、災害時のパトロールや安全に関する情報の提供について、平常時から検討しておくものとする。

(3) 被災者の避難生活における衛生環境の確保のために、関係地方公共団体は保健婦の巡回及び防疫活動を行う。このために、国は関係地方公共団体の協力を得つつ、保健婦派遣や防疫活動のための広域的な計画の策定を行う。また、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す被災者が発生することが予想されることから、関係地方公共団体は被災者の健康の維持や心の健康増進（いわゆるメンタルヘルス）の方策を推進する。

一方、大規模震災時には、多数の死者が発生することが想定される。遺体の処理については、遺族の心情や民心の安定を図るために、迅速、円滑に進める必要がある。このため、関係地方公共団体は、警察、医療機関の協力を得つつ、遺体の身元の確認や検視の進め方を定めておくほか、関係業界の協力により棺やドライアイス、遺体を保存するための薬品の確保の方策について検討しておく。遺体の火葬を円滑に行うためには、広域的な火葬の実施が不可欠であり、地方公共団体同士の協力や、火葬場に関するデータベースの構築等を進めておくものとする。

## 8 都市基盤施設等の応急復旧活動

### (1) 公共施設の応急復旧

都市基盤施設の復旧活動は、経済・社会機能の迅速な回復を図る上で、急を要するものであるが、さらに、病院等の医療施設や、道路等の緊急輸送施設については、応急対策活動に不可欠な施設であり、損壊した場合、緊急の応急・復旧活動が求められる。

このため、各施設の管理者は、あらかじめ、被害の想定、復旧の方法等について、復旧計画を策定するとともに、復旧のための資機材の確保等を進めるものとする。

さらに、施設の管理情報等のコンピューターシステム、図面等のバックアップを図るものとする。

### (2) ライフライン施設の応急復旧

ライフライン事業者は、地震発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の把握及び緊急時の供給の在り方等について、あらかじめ被害想定等を踏まえて定められた復旧計画に基づき実施するものとする。

その際、応急復旧における広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備、必要な作業スペースの確保等に努め、また、迅速に復旧しなければならない地域、施設等の把握を含め他の種類のライフライン事業者、道路管理者、国、関係地方公共団体の防災部局等との必要な情報交換等を行い連携しつつ復旧の備えを推進するものとする。

さらに、ライフラインの復旧状況等の情報については、他の応急対策活動を行う機関、被災者等において重要な情報であることから、その迅速、確実な提供方法等について、あらかじめ防災関係機関と調整を進めておくものとする。

### (3) 応急復旧等の妨げとなるがれきの処理

公共施設等の損壊により発生するがれきや、道路上に崩れた周辺建築物等のがれきの処理については、迅速な施設の応急復旧を図る上で、また、緊急輸送活動等の実施においても極めて重要な課題となる。

がれきの処理に当たっては、処理の際の粉塵、有害物質の飛散・漏洩対策、運搬方法、処分場の確保方策、がれきの財産上の扱いなど課題が多く、あらかじめ国、関係地方公共団体等において検討を進め、円滑な実施が図られるよう措置しておくものとする。

## 9 二次災害の防止活動

大地震後には、津波、余震、降雨等により、損壊した建築物、都市施設等がさらに大きく倒壊したり、0m地帯の堤防が損壊したり、緩んだ地盤が土砂災害を起こすなど、避難者や応急対策活動の従事者の人的被害や、物的被害が拡大するおそれ

があり、こうした二次災害を防止する必要がある。

このため、国、関係地方公共団体は、余震や降雨等の情報を的確に把握、伝達、広報し、被災者、応急対策従事者に対し注意喚起とともに、迅速な構造物・施設、崖地等の点検を行い、応急措置を講じ、立入りの制限や避難の誘導等を行うものとする。この際、二次災害対策が必要な施設、崖地等をあらかじめ把握しておくとともに、危険度を把握する官民の技術者の養成、事前登録、必要な資機材の備蓄等の事前の準備を推進するものとする。

二次災害防止活動は、震災直後の危険かつ混乱した被災地において行われることから、作業の安全の確保方策を図るとともに、対策要員が被災地に到達する迅速な移動手段の確立等について検討を推進するものとする。

また、判定される危険度の表示方法やその意味等をあらかじめ市民等に周知し、震災時の円滑な対策の実施を促進するものとする。

## 第3章 地震危険性の特に高い地域の対策

### 1 老朽木造密集市街地

南関東地域には、道路等の整備が著しく遅れ老朽木造建築物が高密度に集積したいわゆる老朽木造密集市街地が、戦後すぐに形成された古い市街地等を中心に存在している。

東京都においては、こうした市街地について重点整備地域として、25箇所、約6,000haを具体に示し、おおむねの事業期間の目標を定めつつ、その改善に努めており、埼玉、千葉、神奈川県下においても同様の市街地について対策が進められているが、さらに一層推進していく必要がある。

関係地方公共団体においては、阪神・淡路大震災において著しい被害を受け、結果的に大きな事後対策を必要としているこうした市街地の再整備について、地域住民の理解、自助努力等を得つつ、密集法関連事業の推進、街路事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業等により、地域コミュニティの保全にも配慮しつつさらに推進していくものとし、国は関係地方公共団体とともにその進捗状況等を把握しつつ必要な財政的、技術的支援を行うものとする。

また、老朽木造密集市街地においては、消防車両等の進入が困難な地区が多く、街路整備により進入路を確保するとともに、街路整備や市街地の面的な整備等が進行するまでの間においては、特に、消防力の重点的整備を図り、さらに住民、自主防災組織等による出火防止、初期消火対策に関する意識の啓発、訓練の実施、消火用の水利の確保等の推進に努めるものとする。

### 2 崖地・軟弱地盤地域

南関東地域は、郊外のベッドタウン地域等において丘陵地を造成する等により形成された市街地が展開しており、崖地等に近接した土地利用がなされている。このため、関係地方公共団体は、地震による崩落等の危険のある崖地等の把握に努め、近接する居住者等に注意を呼び掛けるとともに、急傾斜地崩壊危険区域や災害危険区域の指定等を進め、崖地の崩落対策事業等を推進し、また、近接する建築物等の移転等を誘導するものとする。

なお、新たに造成される市街地においては、宅地の造成に係る基準等が遵守されるよう指導の徹底に努めるものとする。

さらに、地震時の崩落の兆候、避難方法等についてあらかじめ周知するとともに、余震、降雨等による二次災害を防止するため、地震後の緊急の点検、応急措置、避難場所への避難誘導の体制の整備等を図り、被害の拡大を防止するものとする。

同様に、造成時の盛地、埋立地、河川沿岸などにおいては、地盤が軟弱であり、地震時に揺れが増幅されたり、液状化により住宅、ライフライン等が大きな被害を受ける可能性がある。このため、関係地方公共団体、ライフライン事業者は、軟弱

地盤地域、液状化危険地域等について、調査・把握するとともに、施設立地者が立地の選択や、基礎の補強等の対策の実施等の判断ができるよう公表に努めるものとし、国は、これら危険性の把握、改善措置等に対する技術的支援等を行うものとする。

### 3 浸水・津波危険地域

南関東地域の臨海部においては、標高が低く浸水危険性の高い地域が広がっている。このため、国、関係地方公共団体は、特に0m地帯等における既存の河川堤防の耐震対策を進めるとともに、スーパー堤防の整備等により、より耐震性の高い整備を推進するものとする。

また、市区町村等関係地方公共団体は、浸水危険区域に関するハザードマップの作成、周知等に努め、消防機関、水防団、沿川住民等とともに地震後の避難や水防活動について事前の備えを進めておくものとする。

さらに、南関東地域には地震による津波の可能性のある海岸部を有しており、関係地方公共団体においては、関係省庁が作成した津波対策の手引き等を参考に海岸事業、港湾整備事業、漁港整備事業等の実施、津波浸水予測図の作成等による地域住民等への注意の喚起、避難誘導の体制整備等、津波対策を推進するものとする。

なお、これら対策においては、防災関係機関と関係地方公共団体の防災部局の情報交換、協力体制の充実等に一層努めつつ推進するものとする。

### 4 コンビナート地区等

南関東地域の臨海部、特に東京湾岸においては、石油コンビナート等、危険物施設の集積するコンビナート地区や工業地域等、我が国の経済の基盤となる産業施設が集積しており、その地震による被災を縮減することは、国家的な経済機能の維持を図ると同時に、近接する内陸の市街地や、東京湾の海運、自然環境等に対する被害の拡大を防止する上で、極めて重要な課題となっている。

このため、国、関係地方公共団体は、石油コンビナート等災害防止法に基づく対策の充実に努めるほか、臨海部の老朽化した工場地帯の再開発等を進め、地震防災性の高い臨海部整備を推進するものとする。

### 5 高層ビル、地下街、ターミナル駅等

高層ビル、地下街、ターミナル駅等不特定多数の者が利用する都市の施設等においては地震時における安全性の確保の重要性にかんがみ、これらの施設における安全確保対策及び震災時の応急体制の整備を図るものとする。

そのため、防災関係機関は、国の防火管理体制指導指針や消防計画に基づいた出火防止、初期消火及び混乱防止に重点を置いた防火管理体制の充実強化を図るよう、予防査察を徹底し施設管理者等に対し指導を行う。

- また、震災時の当該施設内外における混乱を防止し、的確な避難誘導を図るため、
- イ 各種通信手段・システムの活用等による迅速かつ的確な情報収集体制、及びガイドラインに基づき施設内の顧客等に対し的確な行動を呼び掛ける情報伝達体制を確保する。
  - ロ 高層ビル街における地区単位の避難誘導体制の整備や複数の施設管理者が存在するターミナル等における応急活動の連携を図る。
  - ハ 施設従業員の教育・訓練については、トップから現場の従業員に徹底するよう、当該施設の管理者等に対し指導する。
- ニ 平常時からの施設利用者に対する各種安全対策や震災時にとるべき行動について効果的な広報を行う。
- ホ これらの対策の基礎として、平常時からの当該施設の管理実態の継続的な把握に努めるとともに、個々の施設において消防計画等に基づく通報連絡・避難誘導体制等の一層の整備を図るよう、当該施設の管理者等に対し指導する。

等を一層推進していく。

さらに、必要に応じ高層建築物等の屋上にヘリコプターの臨時離発着場の整備を図り、建築物に閉じ込められた者を空中からも救出できるような備えを行っておく。

今後とも、都市における空間利用の高度化や現在検討の進んでいる大深度地下利用の進展が見込まれるが、その利用の実用化に当たっては必要な地震防災上の検討を行い、住民等の安全・安心の確保に努めるものとする。

## 第4章 総合的な災害対応能力の向上

### 1 住民一人ひとりの震災対策

住民は、自らの身の安全は自らが守るという防災の基本を深く認識し、平常時から南関東地域における大規模な地震に対する備えを心掛けるとともに、震災時には自らの身の安全を守るよう行動することが必要である。

- (1) このため、住民は、平常時においては、地震に関する基礎知識、南関東地域において大規模な地震が発生した場合に想定される地震の被害等を把握するとともに、自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため住宅の耐震診断・改修等震災の予防を図る。また、食料、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具の転倒防止、消火器の位置の確認や電気機器、ガス器具等の適切な取扱い等の出火防止対策など、各家庭での身近な震災発生時の備えを講じておくものとする。特に、生活圏域の広域化、都市活動の24時間化等の進展の著しい南関東地域においては、家族等が離散している可能性が高いことにつかんがみ、震災における連絡方法、落ち合い場所等を確認しておくほか、ラジオ、ポケベル等の震災情報の収集が可能となる機器等を可能な限り身の回りに備えるよう留意するものとする。
- (2) 直下の地震は局地的に激甚な被害をもたらし、被災地のニーズが防災関係機関の応急対策活動能力を一時的に上回ることも想定されることから、住民は、地域の自主防災活動へ参加することなどにより、初期消火、近隣の災害弱者等の救助などに努めるとともに、消火活動、避難路等沿道の危険物除去など防災関係機関が実施している応急対策活動に協力することも重要である。

### 2 自主防災活動の充実・強化

都市化の著しい南関東地域においては、世帯構成の変化、核家族化、独居化の進展により、平素から地域住民が連携し、地域ぐるみの防災体制を確立しておくことは非常に難しい課題であるが、阪神・淡路大震災等においても、地域住民が協力しあって救助活動・消火活動等を行い、人命を救った事例等が見られ、自主防災活動の重要性が再認識されたことを踏まえれば、これを充実・強化していくことは重要である。

- (1) 関係地方公共団体は、リーダー研修の実施やマニュアル作成等を実施し、自主防災活動の基礎となる人材の育成・ノウハウの蓄積・普及に力を入れる。また、婦人防火クラブ等の活性化、事業所等の自衛消防組織との連携を推進する。

- (2) さらに、関係地方公共団体は、消火、救助、救護等に必要な資機材の整備や、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図る。
- (3) 国は、関係地方公共団体と協力して、住民の自主的な防災活動の普及・啓発、防災教育の推進を図るために、平常時から地域の防災拠点を活用して自主防災組織の研修・訓練等を実施し、地域住民の防災体制を確立する。

### 3 ボランティアとの連携

震災対策については、防災関係機関がそれぞれの防災計画に定められた予防、応急等の対策を実施することとなっているが、阪神・淡路大震災等でも見られたように、大規模な震災が発生した場合には、行政機関のみでは十分な対策を講ずるには困難な面があり、柔軟かつ機動的な防災ボランティアの役割が不可欠である。

南関東地域において大規模な地震が発生した場合にも、全国各地から多くの防災ボランティアが駆けつけ、被災地の支援活動を展開することが予想されるが、防災関係機関は、防災ボランティアの自立性、広域性等に配慮しつつ、これと連携し、積極的に応急対策活動全般を機能的・効果的に運営していくかなければならない。このため、各機関において、平常時から防災ボランティアと連携とともに、活動環境整備を進めるため、次のような施策を講じていく必要がある。

- (1) 国、関係地方公共団体等においては、日本赤十字社や社会福祉協議会等の関係団体と協力して、リーダー育成等を目的とした講習・研修等や事前登録（特に、専門的な技術を有するボランティアの登録）の実施、ボランティア活動のコーディネートを行う体制の確立等防災ボランティア活動環境の整備を進め、「防災とボランティア週間」等の機会には積極的に普及・啓発を行い、震災時の備えの充実強化を図る。
- (2) 国、関係地方公共団体は、関係団体と連携し、必要に応じて、防災ボランティア活動を行う団体等の平常時の研修・講習会や啓発行事、災害時における活動等様々な取組み等を把握するとともに、関係団体、防災ボランティア活動を行う団体等との信頼関係を強化し、また、団体間の連携の醸成や、様々な取組み状況等の共有を支援する。また、防災関係機関、関係団体、防災ボランティア活動を行う団体が震災時におけるボランティア活動に係るそれぞれの対応指針を作成・共有することを推進する。さらに、震災時における各機関、関係団体、ボランティア団体等との活動情報共有システム等の構築を検討していく。

### 4 海外からの支援の受入れ

- (1) 国際化、情報化が進展している状況の下、大規模震災時には外国からの人的、

物的支援の申し入れが多数寄せられるようになっており、阪神・淡路大震災の際にも、多くの国や地域、国際機関からの支援の申し入れがあり、被災地方公共団体の意向を確認した上で、必要な申し入れを受入れた。国においては、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、防災基本計画において、海外からの支援受入れに関する規定を盛り込むとともに、関係省庁連絡会議において、受入れの可能性のある分野及び対応省庁と対応方針、受入れに関する手続きの流れなどについて申合せを行い、体制の整備を図っている。

(2) 南関東地域は、我が国の首都機能をはじめ社会経済活動に関する諸機能や人口が著しく集積する市街地が広範囲に広がっていることから、大規模地震が発生した場合の被害は他の地域や国民生活のみならず、世界的に波及するなど極めて甚大な影響を及ぼすとともに、多くの外国人を有するという社会環境の特殊性から、海外からの支援申し入れが集中することが予想される。このため、国は、海外からの支援受入れに関する関係省庁申し合わせ等を踏まえ、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

## 5 企業防災の促進

南関東地域には、金融、情報等のサービス産業を中心に多くの企業が集積し、高度な経済活動を展開しており、日本経済のみならず世界経済全体において大きな役割を果たしている。このため、各企業は、震災時における従業員及び顧客の安全を確保するために所要の対策を講じるとともに、企業の社会的責任を自覚し、震災時の業務機能全般の維持・復旧体制を確立して企業活動の維持を図ることが求められている。さらに、自らが立地する地域の防災活動の強化に対しても積極的な貢献が期待されている。各企業はこれらのことと十分認識し、対策を推進していく必要がある。

- (1) 企業は、震災時における従業員及び顧客の安全を確保し、業務機能全般の維持・復旧体制の整備を図るため、施設の耐震化、備品や機器の転倒・落下防止対策、物資・資機材等の備蓄、震災時の連絡手段の確保、参集体制の整備等を行い、それらを明らかにした防災計画・マニュアルの作成に努める必要がある。特に、高層ビル、地下街、ターミナル駅等不特定多数の者が出入りする施設等においては、上記の対策が重要である。
- (2) また、阪神・淡路大震災における事例等に倣い、企業は自ら立地する地域の防災活動に対しても、救助・救命活動、資機材の提供、オープンスペースの開放を始めとして、人員・施設設備・土地等自らの資産を活かし、積極的な寄与を行うことが求められているため、各企業においては、このような期待にも応え得るような防災体制を確立することが必要である。

(3) このような企業の防災対策を推進するため、国、関係地方公共団体は、企業、事業所等が講すべき措置の広報、優れた工夫例等の収集・紹介等適切な情報提供に努めるとともに、行政と経済団体との連携を強化し、企業のトップから一般従業員に至る防災意識の高揚を図るものとする。また、企業の顧客安全対策については、各企業の責務であるとともに、国や関係地方公共団体にとっても、応急対策を講ずる上で重要な課題と考えられることから、今後とも、行政、民間が一体となって検討を進めていく必要がある。

## 6 災害弱者等に対する配慮

南関東地域は、都市化の進展に伴い、高齢者、障害者、外国人等いわゆる災害弱者の増加が見られることから、これらの者に対する防災上の配慮が以前にもまして重要な課題となっている。また、地理に不案内な多数の出張者、旅行者等が常時滞在しているという課題も抱えている。これら震災時に的確な防災行動をとりにくく立場にある者の安全確保を図るために、関係地方公共団体は、国、関係団体等との連携・協力の下、次のような対策をきめ細かく推進するものとする。

- (1) 災害弱者が自力で行動できる条件の整備、協力体制確立を図るため、
  - ・災害弱者に配慮した防災施設・設備の整備
  - ・災害弱者自身の対応能力向上を図るための防災訓練・広報啓発活動
  - ・災害弱者の対応能力を考慮した震災時の緊急通報、情報伝達、避難誘導等のための機器・システムの開発・整備
  - ・初期消火、応急救助、避難誘導等に当たっての地域住民の協力による隣保共助体制の整備を推進することが必要である。
- (2) 特に、築年の古い建築物の密集した市街地に多い一人暮らしの高齢者や障害者に対しては、地域住民と民生委員等が連携し、日頃からこれらの災害弱者がコミュニティから遊離しないよう震災時に備えた配慮を行うことが必要である。
- (3) また、震災に対する知識が乏しく、地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人に対しては、平常時からの多様な言語及び手段・経路を通じて基礎的防災情報の提供等を行い防災知識の普及を図るとともに、防災教育・訓練の実施体制の整備に努めるほか、震災時における情報収集伝達ルートの整備について検討を進める必要がある。
- (4) 地理に不案内な出張者、旅行者に対しては、一時避難場所等避難に関する情報や鉄道等の交通の運行や復旧状況等帰宅手段に関する情報等を提供するとともに、避難誘導等の体制整備に努める必要がある。また、家族に対してこれらの者の安否情報等を提供する方策についても検討を進める必要がある。

## 7 防災意識の高揚、防災知識の普及

- (1) 国、指定公共機関及び関係地方公共団体は、相互に協力して、南関東地域における震災に対する備えの必要性について住民、企業等に一層の啓発を行うとともに、想定される震災の様相、ライフラインの機能障害が生じた場合の所要の自衛・代替措置等震災時にとるべき措置等震災に対する正しい知識の普及を図る。また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。さらに、関係地方公共団体においては、地震の発生に伴う崖崩れ、地盤の液状化等を念頭に置いた地震危険性の把握に努め、住民が自らの地域の地震被害の危険度を知り得るような危険度の公表等を行うとともに、震災時の行動指針等の配布、研修等を実施する。
- (2) このような取組みを行うに当たっては、国、関係地方公共団体等は、「防災週間」「防災とボランティア週間」等の機会を積極的に活用して各種防災行事の開催等を行い、日常的かつ継続的に住民及び企業等の防災意識の高揚を図っていくものとする。
- (3) なお、防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともにビデオ、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用していく。

## 8 防災訓練の実施

- (1) 地震の発生時における震災応急対策の実施体制を確保するとともに、併せて住民や企業等の防災意識の高揚を図るため、国、関係地方公共団体及び関係指定公共機関等は、毎年策定している国の総合防災訓練大綱に基づき、相互の緊密かつ有機的な連携・協力の下に、住民、企業等と一体となって、総合的な防災訓練を実施するものとする。
- (2) 防災訓練の実施に当たっては、都市構造、都市住民の生活・行動様式等南関東地域の特殊性を十分考慮し、機動性を發揮した広域活動拠点等における広域的応急対策訓練や現地対策本部訓練、石油コンビナート等の危険物施設等における訓練及び参加者自身の判断も求められるような内容を盛り込んだ訓練など、より実践的な防災訓練の充実を図るものとする。
- (3) 関係地方公共団体は、総合的な防災訓練を実施するほかに、地域住民、企業等で実施する防災訓練に対し、夜間等様々な条件や地域の特性に配慮し、各種訓練用資機材を活用した訓練を実施するよう積極的に指導・支援を行うものとする。

## 第5章 南関東地域に集積する特殊な機能に対する配慮

### 1 行政機能等の被災対策

東京の都心部には、国会、国の各行政機関、裁判所等が集積しており、こうした機能が震災により低下又は停止することは、国の内外にわたる大きな社会・経済活動の停滞、混乱をもたらすことが想定される。また、それらの多くの機関においては、震災時こそ高度に機能する必要があるものも少なくない。

このため、行政機能等における地震時の機能維持を図るために、施設・庁舎の構造、設備、情報・通信機器等のハードの耐震性の確保を進めるとともに、貴重な資料等のバックアップの確保等を図るものとする。

この際、各機関において応急対策活動を行う部局のみならず通常業務においても、職員の参集が困難な場合の影響等をあらかじめ把握し、機能の維持及び早期の復旧を図るために必要な対策を講じておく等、準備を推進するものとする。

なお、国等の行政機関は、国会、最高裁判所等と協力して震災対策に取り組むものとする。

さらに、第1章第3節の国土構造における震災対策に関する施策の推進を図るものとする。

### 2 国際交流・経済機能等の被災対策

南関東地域には多くの外国公館等が存在し、これらの機能が停止することにより、対日本、対アジアの外交機能に多大な影響を与えるおそれがある。さらに、多数の外国人が様々な目的で滞在しており、各国からの関心が高く、そのため支援の申し入れも多く寄せられることが想定される。

このため、国は、外国公館の機能維持のための情報収集、援護体制の整備を図るとともに、国、関係地方公共団体は、平常時から様々な方法により、防災知識の普及、防災教育・訓練の実施に努めるほか、FM放送、掲示板等を活用した震災時の情報収集伝達ルートの整備を推進し、外国人の災害対応能力の向上に努める。また、国は、被災者の親族等に対する入国手続きの迅速化等国外感情に配慮した対応を考慮しておくものとする。

また、海外からのヒト、モノの受入窓口となっている国際港、国際空港においては、管内の秩序維持、混乱防止のための対策を用意しておくとともに、応急復旧のための体制を確保する。

さらに、同地域には、世界経済において大きな地位を占めている金融取引、商取引等の市場も集中しており、これらの機能についてもリダンダンシーの確保、機能に支障を来たした際の早期復旧体制の確立を図っていくものとする。

その他、国は、南関東地域の被災状況や経済の活動状況を外国に対し迅速かつ正確に発信していくための情報伝達体制を確保する。

### 3 帰宅困難者対策

- (1) 南関東地域で大規模地震が発生した場合、通勤、通学、出張、買物、旅行等の理由で、自力で帰宅することが極めて困難になるような人々が多数発生することが想定される。
- (2) このような帰宅困難者に対する対応は、情報の提供や家族等との安否確認に対する支援、避難場所の提供や応急収容、代替交通の確保も含めた帰宅支援というように多岐にわたるものである。これらについては、基本的には関係する機関との連携により地方公共団体が行うものであるが、被災状況に応じて、国も積極的な支援を行うものとする。また、通勤、通学者の場合には企業や学校としての対応、買物客等については店舗等との連携における対応が重要である。さらに、大規模地震発生時に帰宅困難者になる可能性がある通勤、通学者については平常時からの一人ひとりの備えも重要である。
- (3) 帰宅困難者の不安を取り除きパニックを防止するため、帰宅困難者に対して必要な情報を提供するための体制を検討し、構築しておく必要がある。このため、一時避難場所等に関する情報、鉄道等の交通の運行や復旧状況等の帰宅手段に関する情報、地域ごとの被害状況など帰宅困難者の家族の安否等に関する情報等について、関係者の連携により検討を進めていくものとする。また、通信手段の幅広が想定される中で、自宅にいる家族等の不安を解消するための方策を推進する。
- (4) 情報の提供に当たっては、マスコミ等の協力が不可欠であり、帰宅困難者の安否情報に関し、学校、企業等の単位で情報発信するメディアを決めておくというような方策について、さらに検討を進めるものとする。また、電光掲示板を所有する企業との連携等の方策についても検討を進めていく。
- (5) 避難場所の提供等に当たっては、地方公共団体は、帰宅困難者の発生についても考慮しておくものとする。また、帰宅困難者が徒歩等で帰宅することができるような場合には、関係地方公共団体は互いに密接な連携を図りながら、帰宅困難者を支援する必要があり、このような場合を想定し広域的な検討を進めておくものとする。さらに、帰宅困難な状態が長期間にわたるような場合には、バスなどの代替交通の確保も検討する必要があり、関係地方公共団体は、国、関係事業者等と連携して検討を進めておくものとする。
- (6) 広域的な通勤者、通学者を抱えている企業、学校等においては、大規模地震発生時に備え、帰宅困難者のための食料等の備蓄や仮眠等のための設備を整備しておくことが必要である。また、通勤者、通学者一人ひとりにおいても、徒歩による帰宅ルートを平常時に確認しておいたり、通信手段が幅広がった場合の

安否の確認手段を家族と申し合わせておくなどの備えを講じておくものとする。

#### 4 文化財等の被災対策

南関東地域には、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法において歴史的風土保存区域として指定されている鎌倉を始め、我が国の歴史と文化において、また、世界的にも欠くことのできない文化財が数多く存在している。また、既に指定、登録されている文化財ばかりでなく、今後文化財として保護すべき物件や、地域の生活に根ざした多様な文化的資源が存在している。さらに、文化財を取り巻く環境を一体的に保護することで良好な都市環境を形成している地域や、箱根を始め文化財を拠点とするまちづくりを進め地域の活性化を図っているところも少なくない。

このため、国、地方公共団体はこうした貴重な文化財を震災から保護するため、以下の対策を推進するものとする。

- (1) 文化財の震災対策を確実とするため、地域における文化財の所在情報の充実・整理を行い、文化財保護部局と防災関係機関等が情報を共有化するとともに、具体的な震災対策の検討を連携して進めるものとする。また、文化財所有者等に対する防災教育を進め、日常的な維持管理の徹底と震災時の応急対応の円滑化を図るとともに、個人所有等の文化財において適切な保護対策の取れないものについて公立博物館等への寄託を推進するものとする。
- (2) 文化財の地震対策として、美術工芸品等については、落下や倒壊による損傷を避けるために展示や収蔵の方法を検討し、展示施設等には必要に応じた措置を施し、文化財建造物については耐震性能を診断し、構造補強等を行うものとする。
- (3) 地震火災に備え、文化財の多くが木や紙などの可燃性の素材であることに配慮し消防用設備等を整備するとともに、事前の応急対応の体制整備及び資機材の備蓄、平常時からの訓練の実施等を一層推進するものとする。
- (4) 崩れや倒壊による二次被害や近隣の火災による延焼の防止などの観点から、緑地の保全等文化財周辺の環境整備における対策を講じるものとする。  
この際、文化財においては、観覧等を目的に多数の人々が集まるものも多いため、参観者等の安全の確保にも配慮するものとする。
- (5) 万一、文化財が被災した場合においても復旧ができるように、写真、図面、調書等の記録等の整備や、有効な文化財の保護方策に関する研究を一層推進するものとする。

## 第6章 地震防災に関する調査研究の推進と成果の防災対策への活用

### 1 地震防災に関する調査研究の推進

- (1) 震災対策の推進に当たっては、震災及び地震防災に関する調査研究の果たす役割が重要であり、特に南関東地域における大規模震災による被害の甚大性等にかんがみれば、調査研究の成果を活用した事前対策を推進する必要性は極めて高い。このため、理学的研究としての地震学や、地震動が構造物に与える影響、耐震設計、構造の耐震補強などに関する土木工学、建築学など工学的応用学的分野での調査研究、震災時の人間行動や情報伝達など社会学的な分野での調査研究など、多岐にわたる関連分野相互の連携を図りながら、地震による被害の軽減を図るために震災及び地震防災に関する調査研究を一層総合的に推進するとともに、研究機関と防災行政機関の連携を図る。
- (2) 南関東地域における大規模震災による被害の軽減を図るために、地震発生直後の即時的情報（ナウキャスト地震情報）の活用、地盤の液状化対策、通電火災防止対策等について、関係する機関の連携の下、調査研究を推進する。

### 2 地震調査研究の推進

- (1) 地震調査研究推進本部が策定する地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策、地震に関する総合的な調査観測計画等を踏まえ、調査研究機関は、緊密な連携を図りつつ、地震調査研究を推進するものとする。この場合、特に、将来の地震発生可能性の評価に関する情報について、防災関係機関や住民等の具体的な防災対策や防災行動に実効的に活用可能なものとなるよう、防災関係機関との連携の下、情報内容等についての検討を行うものとする。
- (2) 地震の直前予知は、東海地震を除き一般には困難であるのが現状であるが、直前予知の効果の大きさ等にかんがみれば、今後も地震の直前予知の実用化に向けた期待は大きいため、測地学審議会等の建議等を踏まえ、東海地震予知の確度向上の研究手法・成果も参考としつつ、地震発生に至る全過程の把握によってその最終段階にある地域の特定を進めるなど、将来的な地震の直前予知の実用化を目指とした調査研究推進の努力を今後も継続する必要がある。また、関係する機関は、逐次必要なデータの気象庁への集中を進め、常時監視の充実を図り、地震調査研究推進本部等との緊密な連携の下に、観測研究等の迅速・適切な対応に資する。

## 第7章 対策の効果的な推進

### 1 広域・多様な被害想定の実施等

市街地が連たんした南関東地域においては、被災範囲が比較的小さい直下型の地震であっても、都県境を超えた大きな被害が発生するおそれがあることが、阪神・淡路大震災によっても明らかとなっている。

こうした地方公共団体の境界を超えた震災被害に効果的な対応を図る上では、国、関係地方公共団体が広域的な被害の状況の共通認識を持って予防・応急対策に備えることが有効であり、対策の目的に応じて必要となる被害の想定を行うことが重要である。

また、その際、現在の地震学では震源や規模が特定できない中で、1つのケースのみならず多様なケースが想定できる機動的な被害想定を行うことが求められる。

このため、都県等においてこれまで行われている被害想定手法及びその結果や、近年の地震学等の成果も踏まえ、南関東地域広域にわたる被害想定の実施について、国、関係地方公共団体、防災関係機関等により実施の検討を進めていく必要がある。

なお、これまで想定されていない被害や、今後新たに明らかとなる被害の危険性等について、その想定手法等の研究・検討を引き続き推進していくことも重要である。

### 2 情報と目標の共有

南関東地域の震災対策の推進に当たっては、関係する機関が広域かつ多岐にわたることから、圏域の地震防災性に関する改善の目標、進捗状況等について、国の各機関、関係地方公共団体が認識を共有し、一体となって取り組んでいく必要がある。特に、構造物・施設等の耐震化や地震防災性の強い市街地の整備に当たっては、住民の理解の促進のための地域の危険度等の公表も含め、積極的な取組みが必要である。

また、震災対策の推進を定期的にフォローアップしていくことが重要であり、特に、地震防災緊急事業五箇年計画の推進状況等について毎年フォローアップしていく必要がある。この際、施策の成果が理解しやすい形で共有できることが有効であり、そのような手法についても、検討していくことが必要である。

### 3 幅広い連携による震災対策の推進

南関東地域における震災対策は、防災関係機関あるいは防災関連部局だけで推進できるものではなく、幅広い連携が必要である。

国、地方公共団体等において、防災担当部局と他の部局による連携による震災対策を推進していくものとし、このための検討や情報の共有を推進する必要がある。

また、防災に強いまちづくりに当たり、あるいは、応急対策のための体制整備等に当たっては、行政、地域住民、専門家（研究者、技術者、コンサルタント）、NPO、自主防災組織等の積極的な連携が必要である。

#### 4 国と地方公共団体による総合的な連携

本大綱において、南関東地域に大規模な地震が発生した場合の広域で甚大な被害に備えるために、多岐にわたる様々なレベルの連携の必要性と連携の必要な課題を掲げ、具体的な進め方を示してきた。

そのような中でも、防災対策を一義的に担う地方公共団体と、積極的に被災地方公共団体の支援に当たるべき国の総合的な連携が極めて重要である。本大綱に示された施策や課題については、国、関係地方公共団体等がそれぞれの取組みを行う中で、相互に支援していくとともに、共同の取組みや整合性の確保を図っていく必要がある。

特に重点的に取り組む課題については、国、関係地方公共団体で取組み方や優先順位を明らかにするよう努めつつ、相互の連携の下、順次取り組んでいく必要がある。